

令和 8 年 6 月 3 日

日本産科婦人科学会
会員各位

ロボット支援婦人科悪性腫瘍手術に係る施設登録申請期間中の取扱いについて

平素より本会事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 8 年度診療報酬改定において、下記術式が新たに保険収載され、令和 8 年 6 月 1 日より算定可能となりました。

対象術式

腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）

腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）

腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）

日本産科婦人科学会（本会）では、これらの術式について安全かつ適正な普及を図るため、施設登録制度を設け、指針を公表いたしました。

しかしながら、診療報酬改定の施行日と施設登録制度開始時期が近接していたことから、施設登録申請、審査および承認には一定の期間を要し、実際に多数の施設より取扱いに関する問い合わせが寄せられております。

このような状況を踏まえ、本会としては令和 8 年度に限る経過措置として、下記の取扱いを認めることといたします。

記

1. 経過措置の内容

令和 8 年度に限り、本会が定める指針に基づく施設登録申請手続きと、対象術式の実施を並行して行うことを認めます。

2. 適用対象

対象術式を実施する施設のうち、本会指針に定める施設要件および術者要件を満たし、施

設登録申請を行う施設。

3. 適用期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで。

4. 留意事項

(1) 本経過措置は施設登録制度を免除するものではなく、対象施設は速やかに施設登録申請を行うこと。

(2) 施設登録申請中であっても、本会指針に定める施設要件、術者要件、症例登録、患者への説明および同意取得等の要件を遵守すること。

(3) 施設登録審査の結果、登録要件を満たさないと判断された場合には、本経過措置の対象外となる。

(4) 本経過措置は令和8年度に限る特例的な措置であり、令和9年度以降は原則として施設登録承認後に対象術式を実施するものとする。

会員各位におかれましては、本措置の趣旨をご理解いただき、引き続き安全で適正な診療の実施にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本経過措置は、あくまで本会の施設登録制度に関するものであり、地方厚生局への施設基準に係る届出については経過措置はありません。届出がされていない場合には、当該医療行為は保険請求できませんのでご注意ください。

以上

公益社団法人 日本産科婦人科学会	理事長	万代 昌紀
社会保険委員会	委員長	甲賀かをり
婦人科腫瘍委員会	委員長	佐藤 豊実
婦人科悪性腫瘍に対する低侵襲手術の普及に関する小委員会	委員長	磯部 真倫